

○厚生労働省令第百十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年八月七日

厚生労働大臣　武見　敬三

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

		改 正 後	改 正 前
		(指定薬物)	
第一条	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に 関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という 。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に 指定する。	第一條 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に 関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という 。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に 指定する。	第一條 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に 関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という 。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に 指定する。
一〇三十三	(略)	一〇三十三	(略)
三十四	N   (一   アミノ   三 · 三   ジメチル   一   オキソブタ ン   二   イル)   五   ブロモ   一   ブチル   一 H   インダゾ   ル   三   カルボキサミド及びその塩類	三十四	N   (一   アミノ   三 · 三   ジメチル   一   オキソブタ ン   二   イル)   五   ブロモ   一   ブチル   一 H   インダゾ   ル   三   カルボキサミド及びその塩類
三十五	五十八 (略)	三十五	五十八 (略)
五十九	シベンジル)   五   ニトロベンズイミダゾール及びその塩類	五十九	シベンジル)   五   ニトロベンズイミダゾール及びその塩類
六十	百六十一 (略)	六十	百六十一 (略)
百六十二	六 a · 七 · 八 · 十 a   テトラヒドロ   一   六 · 六 · 九   ト リメチル   三   ペンチル   六 H   ジベンゾ   「b · d」   ピラン   一   イル   プロピオネート及びその塩類	百六十二	六 a · 七 · 八 · 十 a   テトラヒドロ   一   六 · 六 · 九   ト リメチル   三   ペンチル   六 H   ジベンゾ   「b · d」   ピラン   一   イル   プロピオネート及びその塩類
百六十三	六 a · 七 · 十 · 十 a   テトラヒドロ   一   六 · 六 · 九   ト リメチル   三   ペンチル   六 H   ジベンゾ   「b · d」   ピラン   一   イル   プロピオネート及びその塩類	百六十三	六 a · 七 · 十 · 十 a   テトラヒドロ   一   六 · 六 · 九   ト リメチル   三   ペンチル   六 H   ジベンゾ   「b · d」   ピラン   一   イル   プロピオネート及びその塩類
百六十四	二百四十二 (略)	百六十四	二百四十二 (略)
二百四十三	三   ヘプチル   六 a · 七 · 八 · 九 · 十 · 十 a   ヘキ サヒドロ   一   メトキシ   六 · 六 · 九   トリメチル   六 H   ジ ベンゾ   「b · d」   ピラン及びその塩類	二百四十三	三   ヘプチル   六 a · 七 · 八 · 九 · 十 · 十 a   ヘキ サヒドロ   一   メトキシ   六 · 六 · 九   トリメチル   六 H   ジ ベンゾ   「b · d」   ピラン及びその塩類
二百四十四	二百九十六 (略)	二百四十四	二百九十六 (略)
二百九十七	三   メチル   二   (三 · 四   メチレンジオキシフェ ニル)   モルフォリン及びその塩類	二百九十七	三   メチル   二   (三 · 四   メチレンジオキシフェ ニル)   モルフォリン及びその塩類
二百九十八	三百四十一 (略)	二百九十八	三百四十一 (略)
二百九十九	(新設)	二百九十九	(新設)
三百零一	三百三十五 (略)	三百零一	三百三十五 (略)
三百零二	(新設)	三百零二	(新設)
三百零三	三百三十八 (略)	三百零三	三百三十八 (略)
三百零四	(新設)	三百零四	(新設)
三百零五	三百三十九 (略)	三百零五	三百三十九 (略)
三百零六	(新設)	三百零六	(新設)
三百零七	三百四十 (略)	三百零七	三百四十 (略)
三百零八	(新設)	三百零八	(新設)
三百零九	三百四十一 (略)	三百零九	三百四十一 (略)
三百十	(新設)	三百十	(新設)
三百十一	三百四十二 (略)	三百十一	三百四十二 (略)

附 則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。